

次世代天然物化学技術研究組合
競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、次世代天然物化学技術研究組合（以下「組合」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることにより、競争的資金等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営・管理については、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において競争的資金等とは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(組織の責任体制)

第4条 組合全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実務上の統括の責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は、専務理事とする。

3 統括管理責任者の指示に従い、競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、各プロジェクトを担当する研究開発部部長とする。

(不正防止計画の策定と推進)

第5条 競争的資金等の不正防止を推進するための不正防止計画を策定する。

2 事務局長及びコンプライアンス推進責任者は、研究活動上の不正を発生させる要因を把握し、それに対する具体的な不正防止計画を立案し、関係者と協力して不正行為の防止を推進する。

(コンプライアンス教育)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての役職員等にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないこと等を盛り込んだ別紙様式1の誓約書を提出させる。

2 公正な研究活動を推進するため、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行うものとする。

(相談窓口)

第7条 競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、管理部とする。
- 3 相談窓口は、競争的資金等に係る事務処理手続に関する組合内外からの問い合わせに誠意をもって対応する。

(取引業者との癒着防止)

第8条 競争的資金等を使用して発注又は契約する際は、購買等事務取扱規程の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、統括管理責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

- 2 統括管理責任者は、取引業者から一定の取引実績(回数、金額等)や組合におけるリスク要因及び実効性等を考慮した上で別紙様式2の誓約書等を徴収しなければならない。

(通報窓口)

第9条 不正行為に関する通報を受け付けるため、組合内に通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、管理部とする。
- 3 通報窓口の長(事務局長)は、不正行為の通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正対応委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けたとき、速やかに、運営委員会の下に不正対応小委員会を組織し、競争的資金等の運営・管理に関する調査を行うものとする。

- 2 小委員会の委員は、組合員企業から選任するものとし、通報を受けた不正行為と利害関係を有しない者とする。
- 3 調査の実施に際しては、当該競争的資金等の配分機関と調査方針、調査対象及び方法等について協議する。
- 4 不正対応小委員会は、調査結果についてとりまとめ、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

(不正に対する措置)

第11条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合は、次の各号の措置を行うものとする。

- ① 役員に不正行為があったと認められる場合は、最高管理責任者は、その不正の内容に応じ、必要な措置を厳正に行う。
- ② 職員等に不正行為があったと認められる場合は、研究費の使用停止を命ずるとともに、その不正の内容に応じ、組合の就業規則の定めるところにより、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行う。
- ③ 取引業者に不正行為があったと認められる場合は、取引停止等の厳格な措置を講ずるとともに、必要に応じて損害賠償請求または告訴するものとする。

(外部監査及び内部監査の実施)

第12条 競争的資金等が適正に使用・管理されているか確認するため、外部監査及び内部監査を行う。

2 外部監査は、原則として競争的資金等の配分機関から実地検査を受けるものとする。実地検査では、人件費、物品費、旅費等の直接経費の執行について、適切な処理が行われているか検査を受ける。また、必要に応じて、購入した設備備品等の管理・使用状況についても検査を受けるものとする。

3 内部監査は、監事および管理部が行うものとし、必要に応じて運営委員会委員も参画して実施する。毎年定期的実施するものとし、競争的資金等以外も含めた組合全般の予算執行状況について監査を受ける。内部監査では、決算関連書類、会計書類の具備状況、設備備品等の購入・使用状況について役職員等からのヒアリングにより確認する。

5 外部監査及び内部監査結果は、統括管理責任者及び運営委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別紙様式1（第6条関係）

誓約書

次世代天然物化学技術研究組合 理事長 殿

私は、次世代天然物化学技術研究組合の職員として、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 組合の管理すべき競争的資金等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究活動及び競争的資金等の使用又はその運営及び管理において一切の不正行為を行わないこと。
2. 競争的資金等の使用又はその運営及び管理に当たり、当該競争的資金等の委託先機関が定める各種要項及び組合が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、これに違反して、不正を行った場合は、組合や委託先機関の処分及び法的な責任を負担すること。
3. 研修会等に参加し、関係法令及び使用ルール等に関する知識の習得や事務手続きの理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究活動及び競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 競争的資金等の使用又はその運営及び管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

平成 年 月 日

氏名 _____
(自署)

別紙様式2（第8条関係）

誓約書

次世代天然物化学技術研究組合 理事長 殿

当社（当法人）は、競争的資金等の不正行為等の防止に当たり、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 当社（当法人）は、次世代天然物化学技術研究組合との取引において、法令及び貴組合が定める規則等を遵守し、不正行為を行わないこと。
2. 貴組合が競争的資金等に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、これに協力すること。
3. 当社（当法人）の不正行為が明らかになった場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議の申し立てを行わないこと。
4. 当社（当法人）は、競争的資金等の不正行為に関し、不正の事実を知ったときは、通報窓口に通報すること。

平成 年 月 日

（住 所）
（会社名）
（代表者役職・氏名）

会社印